

平成31年3月1日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

受講シールに関する不正行為について

今般、NHK総合放送において、研修認定に係る研修受講シール（単位）の不正行為に関する報道がありました。

改めていうまでもなく、薬剤師の生涯研修は、薬剤師自らが自己の意志に基づいて行い、受講した研修会の日時や内容の記録、研修受講シールの管理等は、自らの責任の下に行われるべきものです。また、研修受講シールは、研修を受け研鑽を行ったことを表象するもので、その本質からして譲渡・譲受できるものではありません。

一方、当財団は、研修認定薬剤師の認定申請の審査において、不正の発見に努めており、不正が判明した場合は、不認定としております。また、認定後に不正が判明した場合は、実施要領の規定に従って認定の取消しを行っております。

当財団のこれまでの経験から不正を行う者はごく少数であると考えますが、不正を行うことは医療職種である薬剤師の本分に悖る行為であり、深く恥じるべきものです。また、研修会の受講等は、研修受講シールの取得が目的ではなく、研鑽が目的であることを再認識すべきです。

当財団においては、引き続き不正の防止に努力するとともに、新たな防止策を加えて対処することといたしますが、薬剤師の皆様におかれましては、苟も不正に関わることをないようお願いいたします。

（参考）

研修認定薬剤師制度実施要領（抄）

5-2 研修認定薬剤師の取消し

(1) 以下のアからエに該当する者は、その認定を取消す。

ア 薬剤師の資格を失った者

イ 薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者

ウ 提出資料において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者

エ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為のあった者